

令和7年8月佐倉市議会定例会提案目次

議案第 1 号 令和6年度佐倉市一般会計歳入歳出決算の認定について

- ◇ 歳入決算額 624億4,969万5,454円
(前年度比4.7%増)
- ◇ 歳出決算額 596億5,376万335円
(前年度比4.8%増)
- ◇ 差引残額 27億9,593万5,119円
うち、継続費繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額を除いた実質収支額は25億6,027万1,119円

議案第 2 号 令和6年度佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- ◇ 歳入決算額 169億4,968万9,406円
- ◇ 歳出決算額 169億2,783万4,008円
- ◇ 差引残額 2,185万5,398円
うち、1,093万円を国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立て、残り1,092万5,398円を令和7年度へ繰り越し
- ◇ 主な内容 保険給付費

議案第 3 号 令和6年度佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ◇ 歳入決算額 17万2,141円
- ◇ 歳出決算額 17万2,141円
- ◇ 主な内容 土地開発基金利子

議案第 4 号 令和6年度佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ◇ 歳入決算額 2,604万787円
- ◇ 歳出決算額 2,604万787円
- ◇ 主な内容 施設管理費

議案第 5 号 令和6年度佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- ◇ 歳入決算額 154億7,310万1,260円
- ◇ 歳出決算額 150億9,906万4,970円
- ◇ 差引残額 3億7,403万6,290円
うち、2億4,126万4,312円を介護給付費等準備基金に積み立て、残り1億3,277万1,978円を令和7年度へ繰り越し
- ◇ 主な内容 保険給付費

議案第 6 号 令和6年度佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ◇ 歳入決算額 510万6,814円
- ◇ 歳出決算額 68万5,199円
- ◇ 差引残額 442万1,615円
うち、221万808円を災害共済基金に積み立て、残り221万807円を令和7年度へ繰り越し
- ◇ 加入世帯数 3,030世帯

議案第 7 号 令和6年度佐倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- ◇ 歳入決算額 35億3,042万7,242円
- ◇ 歳出決算額 35億1,110万5,882円
- ◇ 差引残額 1,932万1,360円
- ◇ 主な内容 後期高齢者医療保険料の徴収

議案第 8 号 令和6年度佐倉市水道事業会計決算の認定について

- ◇ 事業収益決算額 38億4,098万 119円
- ◇ 事業費用決算額 36億8,351万2,156円
- ◇ 純 利 益 1億5,746万7,963円

議案第 9 号 令和6年度佐倉市下水道事業会計決算の認定について

- ◇ 事業収益決算額 37億5,679万3,197円
- ◇ 事業費用決算額 34億1,796万 628円
- ◇ 純 利 益 3億3,883万2,569円

議案第 10 号 令和 7 年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 1 億 1, 561 万 4, 000 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 603 億 3, 345 万 1, 000 円
- ◇ 歳入歳出予算の主な内容
 - 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューとして示されたエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等への支援について、早急に事業着手する必要があることから、補正予算として提案するもの
- ◇ 歳入
 - 国庫支出金及び繰入金の増
- ◇ 歳出
 - 障害福祉施設等物価高騰対策支援金支給事業（物価高騰対応分）など福祉施設に対する物価高騰分の補助、高齢者外出支援事業（物価高騰対応分）、学校給食食材支援事業及び予備費の増
- ◇ 債務負担行為補正
 - 学校給食米購入の追加

議案第 11 号 令和 7 年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 16 億 5, 034 万 5, 000 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 619 億 8, 379 万 6, 000 円
- ◇ 歳入
 - 市税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債の増、地方特例交付金及び繰入金の減
- ◇ 歳出の主なもの
 - ふるさと事業基金積立費、国庫支出金等返還経費、感染症等予防事業（定期予防接種）、公園整備事業、緑地整備事業及び美術館作品収集保管事業の増、病児・病後児保育事業の減、財政調整基金への積立て
- ◇ 繰越明許費補正
 - 全国瞬時警報システム（J－ALERT）受信機更新業務委託の追加
- ◇ 債務負担行為補正
 - 第 4 期ちば電子調達システムサービス利用料など 7 件の追加
- ◇ 地方債補正
 - 防災施設整備事業債など 2 件の追加及び公園整備事業債など 4 件の変更

議案第 1 2 号 令和 7 年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 1 7 3 万 8, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 2, 2 6 7 万 5, 0 0 0 円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
施設修繕料の増

議案第 1 3 号 令和 7 年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 1 億 3, 3 5 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 1 5 9 億 5, 3 5 2 万 9, 0 0 0 円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
印刷製本費、郵便料及び国庫支出金等の過年度分返還金の増

議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- ・ 対象となる条例
 - ① 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - ② 佐倉市職員の育児休業等に関する条例
 - ③ 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - ④ 佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年佐倉市条例第 26 号）

◇ 国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の内容を踏まえ、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等について規定するもの

→ 任命権者に、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対しては育児休業制度の情報提供等に併せて、また、3 歳に満たない子を養育する職員に対しては一定の期間内に以下を行うことを義務付け

- ① 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ② 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③ 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し（3 歳に満たない子を養育する職員にあっては当該職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し）、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
- ④ ③により意向を確認した事項への配慮

◇ 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、職員の部分休業制度を拡充するもの

→ 部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき 10 日を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能（特別の事情が生じた場合は、形態を変更可能）とする。

※ 令和 7 年 10 月 1 日から施行（経過措置あり）

議案第 15 号 佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、手数料の額の改定を行うもの

→ 証明書等の「コンビニ交付」の利用を引き続き促進するため、令和 7 年度限りの特例措置として実施している「コンビニ交付」に係る手数料の額の減額（下表のとおり「本則」規定の額を 1 0 0 円減額するもの）を恒久化

区分	コンビニ交付		(参考) 窓口交付
	特例	本則	
租税公課証明手数料	200 円	300 円	350 円
戸籍の附票の写し手数料	250 円	350 円	400 円
印鑑登録証明書手数料	250 円	350 円	400 円
住民票の写し手数料	250 円	350 円	400 円

→ 他団体の同種の手数料の額との均衡等を考慮して、一部の手数料の額を下表のとおり改定

手数料	改定案	現行
住民記録簿閲覧手数料	1 件につき 3,000 円 (注 1・2)	1 件につき 300 円
建築基準法に基づく 処分台帳記載事項等証明手数料	1 通につき 500 円	1 通につき 450 円
建築計画概要書等の 写しの交付手数料	1 通につき 500 円	1 通につき 450 円
マンションの建替えによる 容積率の特例許可申請手数料	1 件につき 181,000 円	1 件につき 121,000 円

注 1 閲覧者が 2 人以上いる場合にあっては、閲覧者の数が 1 人を超え 1 人増えるごとに 3, 0 0 0 円を加算

注 2 転記を行う場合にあっては、転記を行う住民基本台帳の一部の写し 1 人分につき、3 0 0 円を加算

※ 令和 8 年 4 月 1 日から施行

議案第 16 号 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 対象となる条例
 - ① 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例
 - ② 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年佐倉市条例第 6 号）

◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、コミュニティセンターの使用料の額の改定等を行うもの

→ 和田コミュニティセンター等の使用料の額等を下表（単位：円）のとおり改定（25.0％減～36.4％増）

① 和田コミュニティセンター

区分		改定案	現行			
		1 時間につき	9～12 時	13～17 時	18～21 時	9～21 時
施設	ホール	1,900	5,010	6,690	5,010	16,710
設備	ホール 放送設備	290	980	980	980	2,940
	ホール コンサート用 ピアノ	570	1,930	1,930	1,930	5,790

② 佐倉コミュニティセンター

区分		改定案	現行			
		1時間につき	9～12時	13～17時	18～21時	9～21時
施設	ホール	850	2,260	3,020	2,260	7,540
	音楽練習室	210	590	780	590	1,960
	第1会議室	90	250	330	250	830
	第2会議室	250	670	900	670	2,240
	第3会議室	180	500	670	500	1,670
	第4会議室	180	500	670	500	1,670
	調理室	310	840	1,130	840	2,810
	和室1	130	360	490	360	1,210
	和室2	130			360	
設備	ホール音響設備	490	1,650	1,650	1,650	4,950
	ホール舞台用照明設備	670	2,240	2,240	2,240	6,720
	ホールコンサート用ピアノ	570	1,930	1,930	1,930	5,790
	調理室設備	320	1,080	1,080	1,080	3,240
	水屋設備	40	160	160	160	480

→ 志津コミュニティセンター等の利用料金の上限額等を下表（単位：円）のとおりに改定（16.7%減～53.3%増）

① 志津コミュニティセンター

区分		改定案	現行			
		1時間につき	9～12時	13～17時	18～21時	9～21時
施設	ホール	2,800	7,320	9,760	7,320	24,400
	大会議室	850	2,240	2,980	2,240	7,460
	第1会議室 (調理室)	470	1,230	1,650	1,230	4,110
	第2会議室	280	750	1,000	750	2,500
	第3会議室	270	730	970	730	2,430
	集会室 (視聴覚室)	370	980	1,310	980	3,270
	和室1	220			590	
	和室2	220	590	790	590	1,970
	茶室	180	500	670	500	1,670
	多目的 グラウンド	690	2時間につき 1,230			
設備	ホール 映写設備	490	1,650	1,650	1,650	4,950
	ホール 放送設備	290	980	980	980	2,940
	視聴覚室 視聴覚設備	330	1,100	1,100	1,100	3,300
	調理室 調理設備	160	550	550	550	1,650

② 西志津ふれあいセンター

区分		改定案	現行			
		1 時間につき	9～12 時	13～17 時	18～21 時	9～21 時
施設	ホール	1,500	3,610	4,810	3,610	12,030
	会議室	580	1,360	1,820	1,360	4,540
	展示室	1,000	2,350	3,130	2,350	7,830
設備	ホール 舞台用 照明設備	670	2,240	2,240	2,240	6,720
	ホール 映写設備	490	1,650	1,650	1,650	4,950
	ホール 音響設備	490	1,650	1,650	1,650	4,950
	ホール コンサート用 ピアノ	570	1,930	1,930	1,930	5,790

③ 千代田・染井野ふれあいセンター

区分		改定案	現行			
		1 時間につき	9～12 時	13～17 時	18～21 時	9～21 時
施設	第 1 会議室	520	1,380	1,840	1,380	4,600
	第 2 会議室	170	470	630	470	1,570
	第 3 会議室	330	870	1,170	870	2,910
設備	調理設備	50	180	180	180	540

→ 入場料等を徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合には利用料金の割増しについて、下表のとおり、使用者が市内在住者であるか否かにより、異なる取扱いをすることとする。

区分	改定案	現行
市内在住者	10割を割増し (2倍)	20割を割増し (3倍)
市外在住者	現行どおり (改定なし)	30割を割増し (4倍)

※ 令和8年4月1日以後の使用について適用

- ◇ 施設の有効活用を図るため、施設の使用期間に係る制限を廃止するもの
 - 原則として同一使用者が同一施設を引き続き 3 日を超えて使用することができないものとする規定を削除
- ※ 公布の日から施行

議案第 17 号 佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、消費生活センターの使用料の額等の改定を行うもの
 - 活動コーナーの使用料の額等を下表のとおり改定（10.5%増～27.3%増）

改定案		現行	
単位	使用料の額	単位	使用料の額
1 時間につき	1 4 0 円	午前 9 時から 正午まで	3 8 0 円
		午後 1 時から 午後 5 時まで	5 0 0 円
		午前 9 時から 午後 5 時まで	8 8 0 円

- ※ 令和 8 年 4 月 1 日以後の使用について適用

議案第 18 号 佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、男女平等参画推進センターの利用料金の割増しに係る規定の整備を行うもの
 - 参加費等を徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合における学習室の利用料金の割増しについて、下表のとおり、使用者が市内に在住、在勤又は在学をする者又はこれらの者により構成された団体であるか否かにより、異なる取扱いをすることとする。

区分	改定案	現行
市内	10 割を割増し（2 倍）	20 割を割増し（3 倍）
市外	現行どおり（改定なし）	30 割を割増し（4 倍）

- ※ 令和 8 年 4 月 1 日以後の使用について適用

議案第 19 号 佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- ◇ 児童福祉法の改正により創設された乳児等通園支援事業の開始に向け、同法の規定に基づき、佐倉市における同事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの

・ 乳児等通園支援事業

生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（いわゆる「こども誰でも通園制度」）をいう。

→ 次の①及び②に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い、その他の事項については同府令で定める基準を参酌して規定

① 事業に従事する者及びその員数

② 事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして同府令で定めるもの

※ 令和 8 年 4 月 1 日から施行

議案第 20 号 佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、学童保育所の利用料金の額の改定を行うもの

→ 放課後児童健全育成事業に係る利用料金の額のうち「午前 8 時から午後 6 時まで」のもの（月額）を下表のとおり改定

区分	改定案	現行
8 月以外の月	8, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
8 月	1 1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

※ 令和 8 年 4 月 1 日以後の利用について適用

議案第 21 号 佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 「佐倉市公共施設再配置方針」に基づく南部保健福祉センターの機能再編及び 3 つの保健センターを 2 つに集約することによる同センターの機能強化を図るため、令和 8 年 3 月 31 日をもって南部保健センターを廃止するもの

→ 各保健センターの名称及び位置を定める規定から南部保健センターに係るものを削除

※ 令和 8 年 4 月 1 日から施行

議案第２２号 佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、公民館の使用料の額の改定等を行うもの

→ 公民館の使用料の額（１時間につき）を下表のとおり改定（８．３％増～１４．３％増）

利用面積（㎡）	改定案	現行
50 未満	130 円（260 円）	120 円（240 円）
50 以上 100 未満	270 円（540 円）	240 円（480 円）
100 以上 200 未満	510 円(1,020 円)	450 円（900 円）
200 以上 300 未満	860 円(1,720 円)	760 円(1,520 円)
300 以上	1,840 円(3,680 円)	1,610 円(3,220 円)

注（ ）は公民館事業以外の使用に係るもの

→ 代表者が本市に在住し、かつ、本市に在住する者がおおむね半数以上で構成される団体又はこれに類すると教育委員会が認めるもの以外のものに対する割増使用料（１０割を割増し（２倍））を、公民館事業以外の使用に対しても適用することとする。

※ 令和８年４月１日以後の使用について適用

議案第２３号 佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、佐倉草ぶえの丘の利用料金の上限額の改定を行うもの

→ 入園料等の上限額を下表のとおり改定

① 入園料（改定なし（「無料」のもの（幼児等））～３３．３％増）

区分			改定案	現行
個人	小学生・中学生	１回	１２０円	１００円
		年間	６２０円	５００円
	一般	１回	５００円	４１０円
		年間	２，５００円	２，０００円
団体	小学生・中学生		８０円	７０円
	一般		３５０円	２９０円

※ 原則として、令和８年４月１日から適用

② 宿泊料（１２．５％増～３３．３％増）

ア 研修センター（１人１泊につき）

区分		改定案		現行	
		市内	市外	市内	市外
３月～ １０月	幼児	1,200 円	1,600 円	1,000 円	1,300 円
	小・ 中学生	1,900 円	2,400 円	1,600 円	2,000 円
	一般	2,700 円	3,300 円	2,200 円	2,700 円
１１月～ 翌２月	幼児	900 円	1,200 円	800 円	1,000 円
	小・ 中学生	1,400 円	1,900 円	1,200 円	1,600 円
	一般	2,100 円	2,600 円	1,700 円	2,100 円

イ シェアハウス（１室１泊につき）

区分	改定案		現行	
	市内	市外	市内	市外
３月～ １０月	10,100 円	13,100 円	8,200 円	10,300 円
１１月～ 翌２月	8,000 円	10,400 円	6,500 円	8,200 円

ウ ログハウス（１棟１泊につき）

区分	改定案		現行	
	市内	市外	市内	市外
３月～ １０月	19,400 円	25,200 円	15,700 円	18,900 円
１１月～ 翌２月	15,600 円	20,200 円	12,600 円	15,700 円

③ 室料（１６．７％増～３２．０％増）

ア 研修室、学習室、実習室、古民家、体育館又は多目的室

単位	改定案	現行
午前９時～午後１時	３，３００円	２，７００円
午後１時～午後５時	３，３００円	２，７００円
午後５時～午後９時	３，３００円	２，７００円
午前９時～午後５時	６，６００円	５，４００円
超過使用（１時間につき）	８３０円	６７０円

イ 農産加工室

単位	改定案	現行
午前 9 時～午後 1 時	1, 2 0 0 円	1, 0 0 0 円
午後 1 時～午後 5 時	1, 2 0 0 円	1, 0 0 0 円
午後 5 時～午後 9 時	1, 2 0 0 円	1, 0 0 0 円
午前 9 時～午後 5 時	2, 4 0 0 円	2, 0 0 0 円
超過使用（1 時間につき）	3 0 0 円	2 5 0 円

ウ 調理室

単位	改定案	現行
午前 9 時～午後 1 時	1, 4 0 0 円	1, 2 0 0 円
午後 1 時～午後 5 時	1, 4 0 0 円	1, 2 0 0 円
午後 5 時～午後 9 時	1, 4 0 0 円	1, 2 0 0 円
午前 9 時～午後 5 時	2, 8 0 0 円	2, 4 0 0 円
超過使用（1 時間につき）	3 5 0 円	3 0 0 円

④ 撮影料（24. 0%増）

改定案	現行
1 5, 5 0 0 円	1 2, 5 0 0 円

※ 令和 7 年 1 2 月 1 日以後に申請のあった令和 8 年 4 月 1 日以後の使用について適用

議案第 2 4 号 佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、農村集会施設の使用料の額の改定を行うもの

→ 農産加工実習室の使用料を下表のとおり改定（30. 0%増～32. 0%増）

単位	改定案	現行
半日（4 時間）	1,300 円	1,000 円
1 日	2,600 円	2,000 円
（使用時間が半日に満たない場合） 1 時間（注）につき	330 円	250 円

注 1 時間未満の場合は、1 時間とみなす。

※ 令和 8 年 4 月 1 日以後の使用について適用

議案第25号 佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、スマートオフィスプレイスの利用料金の上限額の改定を行うもの
 → シェアオフィス1～6の利用料金の上限額（1月につき）を下表のとおり改定（22.0%増～22.9%増）

区分	改定案		現行	
	一般	初回	一般	初回
1	178,000 円	183,000 円	145,000 円	150,000 円
2	116,000 円	121,000 円	95,000 円	100,000 円
3	61,000 円	66,000 円	50,000 円	55,000 円
4	43,000 円	48,000 円	35,000 円	40,000 円
5	43,000 円	48,000 円	35,000 円	40,000 円
6	43,000 円	48,000 円	35,000 円	40,000 円

- ※ 使用の期間の初日が令和8年4月1日以後の使用について適用

議案第26号 佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、一般廃棄物処理手数料の額の改定を行うもの
 → 動物（ペット）の死体の処理手数料を1体につき3,000円（現行：2,000円）に改定

- ※ 令和8年4月1日から施行

議案第２７号 旧堀田邸の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- ・ 対象となる条例
 - ① 旧堀田邸の設置及び管理に関する条例
 - ② 佐倉順天堂記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - ③ 佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - ④ 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例

◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、旧堀田邸等の施設使用料等の額の改定等を行うもの

→ 施設使用者は、重ねて入館料を納入する必要がないことと、撮影者は、重ねて入館料及び施設使用料を納入する必要がないこととする。

→ 施設使用料及び撮影使用料の額を下表のとおり改定（４１．７％増～８３．３％増）（注）

注 複数の代表的な使用例を想定し、この例における改定前後の施設使用者等の納入総額（例：撮影者の場合、改定前は入館料、施設使用料及び撮影使用料の合計額を、改定後は撮影使用料をいう。）を比較した場合、これらの割合は１６．２％減～４９．３％増となる。

① 施設使用料（１回につき）

区分		改定案	現行
旧堀田邸	居間棟	９，５００円	６，０００円
	座敷棟	９，５００円	５，５００円
武家屋敷	旧河原家住宅	８，５００円	６，０００円
	旧但馬家住宅	９，５００円	６，５００円
	旧武居家住宅	５，０００円	３，５００円

② 撮影使用料（１時間につき）

区分	改定案	現行
旧堀田邸	３４，０００円	１９，０００円
佐倉順天堂記念館	１０，０００円	７，０００円
武家屋敷	２２，０００円	１２，０００円

※ 令和７年１２月１日以後に申請のあった令和８年４月１日以後の使用等について適用

→ 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料等を免除することに加え、その一部を減額することができることとする。

※ 令和 8 年 4 月 1 日以後の入館に係る減免について適用

議案第 28 号 佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、市民音楽ホールの使用料の額等の改定を行うもの

→ 施設の使用料を下表のとおり改定（3. 9%増～48. 1%増）

① ホール（ホワイエ及び楽屋を含む。）

単位	改定案	現行
午前（午前 9 時～正午）	26,400 円	22,980 円
午後（午後 1 時～午後 5 時）	35,200 円	30,640 円
夜間（午後 6 時～午後 9 時 30 分）	30,800 円	26,810 円
全日（午前 9 時～午後 9 時 30 分）	92,400 円	80,430 円

② ホワイエ

単位	改定案	現行
午前（午前 9 時～正午）	4,800 円	3,270 円
午後（午後 1 時～午後 5 時）	6,400 円	4,320 円
夜間（午後 6 時～午後 9 時 30 分）	5,600 円	3,790 円
全日（午前 9 時～午後 9 時 30 分）	16,800 円	11,380 円

③ 第 1 練習室

単位	改定案	現行
午前（午前 9 時～正午）	1,900 円	1,700 円
午後（午後 1 時～午後 5 時）	2,600 円	2,270 円
夜間（午後 6 時～午後 9 時 30 分）	2,200 円	1,980 円
全日（午前 9 時～午後 9 時 30 分）	6,700 円	5,950 円

④ 第 2 練習室

単位	改定案	現行
午前（午前 9 時～正午）	800 円	770 円
午後（午後 1 時～午後 5 時）	1,100 円	1,030 円
夜間（午後 6 時～午後 9 時 30 分）	1,000 円	900 円
全日（午前 9 時～午後 9 時 30 分）	2,900 円	2,700 円

→ 割増使用料の区分等を下表のとおり改定

改定案		現行	
入場料の額 (注)	割増しの割合	入場料の額 (注)	割増しの割合
1,000 円以上 3,000 円未満	4 割 (1.4 倍)	800 円以上 2,000 円未満	3 割 (1.3 倍)
3,000 円以上 5,000 円未満	8 割 (1.8 倍)	2,000 円以上 4,000 円未満	5 割 (1.5 倍)
5,000 円以上	10 割 (2 倍)	4,000 円以上 6,000 円未満	7 割 (1.7 倍)
		6,000 円以上	10 割 (2 倍)

注 入場料の額に段階を設けているときは、その最高額をいう。

※ 令和 7 年 1 2 月 1 日以後に申請のあった令和 8 年 4 月 1 日以後の使用について適用

議案第 29 号 佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 「佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき、美術館の使用料の額の改定等を行うもの

→ 入場料等を徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合（許可を受けた撮影に伴い使用する場合を除く。）にも、割増使用料（10割を割増し（2倍））を徴収することとする。

→ 特別利用（美術作品等の撮影、模写、模造、熟覧等をいう。）に係る利用料について、次のとおり改定

① 基本料の額の表示方法を内税（消費税及び地方消費税を含めた価格を表示する価格表示の方法をいう。）に変更

② 「撮影」の区分中「カラー」及び「モノクローム」の区分を廃止し、基本料の額を「カラー」の額に一本化

③ 「写真原板の使用」の区分に「電磁的記録の使用」を追加

④ 「撮影」に係る回数制限（現行：「原板 3 枚までごとに 1 回」）を、「原板又は電磁的記録 3 点までごとに 1 回」とする。

※ 令和 7 年 1 2 月 1 日以後に申請のあった令和 8 年 4 月 1 日以後の使用について適用

議案第 30 号 佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 関連計画の見直しに伴い、これとの整合を図るため、下水道事業の経営の基本として定める排水区域面積等を改めるもの
→ 排水区域面積及び排水人口を下表のとおり改める。

区分	改正案	現行
排水区域面積	2, 903.5ha	4,785.7ha
排水人口	134,600人	186,800人

※ 公布の日から施行

議案第 31 号 佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 政令及び厚生省令の改正に伴い、同政省令を参酌して定めている水道施設の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関する基準を改めるもの
→ 同資格要件を同政省令の改正（要点は次のとおり）と同様に改正

＜布設工事監督者＞

- ① 実務経験年数に他分野の実務経験を加味
必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水道、下水道、道路及び河川分野における設計、積算及び現場監督等の実務経験についても算入可能とする。
- ② 学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加
改正前の学歴・学科要件では、土木工学科以外の学科を考慮していないが、改正後は機械工学や電気工学においても技術上の監督業務に必要な基礎工学を履修することに加え、水道施設における機械、電気等の設備についての知識、経験等を布設工事監督者に活かすことができる。
- ③ 国家資格（1級土木施工管理技士）の追加
布設工事の監督には、水質管理に関する知識も必要であるが、工事としては土木工事の形態をとる場合が多いことから、一定の水道の工事に関する実務経験を積み、1級土木施工管理技士を布設工事監督者として位置づけることが適当。
- ④ 小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直し
小規模事業者の場合、1つの課で水源から給水まで担当することが多く、大規模事業者より短いサイクルで水道全般に関する経験を

積むことができる。

ただし、実務経験については水道に関する実務経験のみとする。

＜水道技術管理者＞

- ① 小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直し
上記④と同様

※ 公布の日から施行

議案第 3 2 号 佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 水道料金の改定の基本方針に基づき、水道料金の改定を行うもの
→ 水道料金（1月につき）を下表のとおり改定

- ① 基本料金（一般用）（平均 1 2. 9 % 増）

メーターの口径 (ミリメートル)	改定案	現行
1 3	6 2 8 円	5 5 7 円
2 0	1, 3 1 8 円	1, 1 6 8 円
2 5	2, 3 5 9 円	2, 0 9 0 円
3 0	4, 1 7 5 円	3, 6 9 8 円
4 0	7, 2 0 0 円	6, 3 7 8 円
5 0	1 1, 6 1 8 円	1 0, 2 9 1 円
7 5	2 5, 8 9 9 円	2 2, 9 4 0 円
1 0 0	4 5, 9 9 0 円	4 0, 7 3 6 円
1 5 0	1 0 0, 4 5 3 円	8 8, 9 7 6 円

- ② 従量料金（1 m³につき）

使用水量	改定案	現行
1 m ³ から 1 0 m ³ まで	1 1 2 円	8 8 円
1 1 m ³ から 2 0 m ³ まで	1 4 9 円	1 3 8 円

- ◇ 大口径の水道管の設置に対応できるよう、基本料金及び加入負担金に使用水量が「2 0 0 ミリメートル以上」の区分を新設するもの
→ 当該区分を新設し、その額を、基本料金（一般用）にあつては「管理者が別に定める額」と、「加入負担金」にあつては「給水管の断面積及び流量等を基礎として管理者が別に定める額」とする。

※ 令和 8 年 4 月 1 日から施行（経過措置あり）

- ◇ 「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、

手数料の額の改定等を行うもの

→ 手数料の額を下表のとおり改定（４．５％増～５０．０％増）・新設

区分	メーターの口径	単位	改定案	現行
管理者が給水装置工事の設計をするとき		１件につき	80,000 円	64,000 円
指定給水装置工事事業者の指定を受けようとするとき		１件につき	23,000 円	22,000 円
指定給水装置工事事業者の指定を受けている者が当該指定を受けていることを証する書面を毀損し、若しくは紛失したとき、又は当該書面の記載事項を変更するとき		１件につき	4,500 円	3,000 円
指定給水装置工事事業者の指定の更新を受けようとするとき		１件につき	17,000 円	15,000 円
管理者の設計審査を受けようとするとき		１件につき	6,500 円	4,500 円
管理者の工事検査を受けようとするとき	30 mm未満	１個につき	4,500 円	3,000 円
	30 mm以上 50 mm未満	１個につき	9,000 円	7,500 円
	50 mm以上	１個につき	13,500 円	9,000 円
給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでない場合における一定の確認を受けようとするとき		１回につき	68,000 円	52,500 円
管理者の工事検査を受ける前に給水装置の新設等の申込みを取り下げようとするとき		１回につき	2,000 円	（新設）
メーターを亡失又はき損した場合にメーターを設置するとき		１個につき	4,000 円	（新設）

◇ 国の技術的助言に基づき、災害その他非常の場合においては、他

の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が給水装置工事を行うことができることとするもの

→ 当該場合において、管理者が他の水道事業者等が工事を施行する必要があると認めるときは、当該者がこれを行うことができることとする。

※ 令和 8 年 4 月 1 日から施行

議案第 3 3 号 佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、指定工事店の指定に係る手数料の改定等を行うもの

→ 手数料の額を下表のとおり改定（25.0%減～50.0%増）

区分		公共ます等に 接続する排水 設備等の内径	改定案	現行
指定工事店の指定の申請をする者 (初回)			17,000 円	12,000 円
指定工事店の指定の申請をする者 (初回以外)			15,000 円	10,000 円
工事店証の再交付を受けようとする 指定工事店			4,500 円	3,000 円
排水設備等の工事の 検査（注 1）を受けよ うとする者の排水設 備等の新設等の工事 を行った指定工事店	100 mm以下 （注 2）		1 件につき 4,500 円	1 件につき 3,000 円
	101 mm以上 （注 2）			1 件につき 6,000 円
排水設備等の工事の検査を受ける前 に届出を取り下げようとする者			1 件につき 2,000 円	（新設）

注 1 改正案では、手数料の額の改定に併せて、再検査を含むこととする。

注 2 改正案では、内径による区分を廃止することとする。

- ◇ 国の技術的助言に基づき、災害その他非常の場合においては、他の公共下水道管理者の指定を受けた指定工事店が排水設備等の新設等の工事を行うことができることとするもの
 - 当該場合において、管理者が他の公共下水道管理者の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、当該者がこれを行うことができることとする。
- ◇ その他所要の文言の整備を行うもの
- ※ 令和8年4月1日から施行

議案第34号 財産の取得について

- ◇ 小中学校で使用する指導者用端末及び大型提示装置を6,545万円をもって株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店から購入するもの
 - 事業名称 令和7年度指導者用端末等の購入
 - 事業担当課 学務課
 - 開札日 令和7年7月24日(木)
 - 予定価格 9,521万2,040円
 - 仮契約日 令和7年7月28日(月)
 - 決定方法 制限付き一般競争入札

議案第35号 教育長の任命について

- ◇ 圓城寺 一雄(えんじょうじ・かずお)氏の任期満了(令和7年10月1日付け)に伴い、同氏を教育長として再度任命することについて、議会の同意を求めるもの
 - 任期 令和7年10月2日から令和10年10月1日まで

議案第36号 教育委員会委員の任命について

- ◇ 菅谷 義範(すげのや・よしのり)氏の任期満了(令和7年10月5日付け)に伴い、同氏を教育委員会委員として再度任命することについて、議会の同意を求めるもの
 - 任期 令和7年10月6日から令和11年10月5日まで